

川崎市立多摩図書館菅閲覧所設置運営要綱

1. 目的

この要綱は、川崎市立図書館設置条例第1条に定める閲覧所の運営等に必要な事項について定める。

2. 名称及び場所

名 称	場 所
川崎市立多摩図書館菅閲覧所	川崎市多摩区菅3丁目1番1号

3. 運営等

川崎市立多摩図書館菅閲覧所（以下「菅閲覧所」という。）の所管は、川崎市立多摩図書館とし、原則として閲覧・貸出に関わる業務を行うものとする。

4. 開館時間等

開館時間、休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要があると認める場合は、これらを変更することができる。

開館時間	午前10時から午後5時まで
休 館 日	(1) 毎週月曜日 (2) 祝日 (3) 12月29日から翌年の1月3日まで (4) 館内特別整理期間（1年につき6日を超えない範囲内で教育長が定める期間）

5. 貸出

菅閲覧所の図書の貸出は、川崎市立図書館規則第7条、第8条、第9条、第10条を適用する。

6. その他

この要綱の定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附則

この要綱は、平成15年3月1日から施行する。

附則

平成15年3月1日から平成15年6月30日までは、第3木曜日を休館日とする。

14川教中図第189号

平成15年3月15日

各館長様

中原図書館長

川崎市立多摩図書館管覧所設置運営要綱について（通知）

このことについて、平成15年2月28日付けで教育長決裁になり、平成15年3月1日付けで施行になりましたので、通知いたします。